

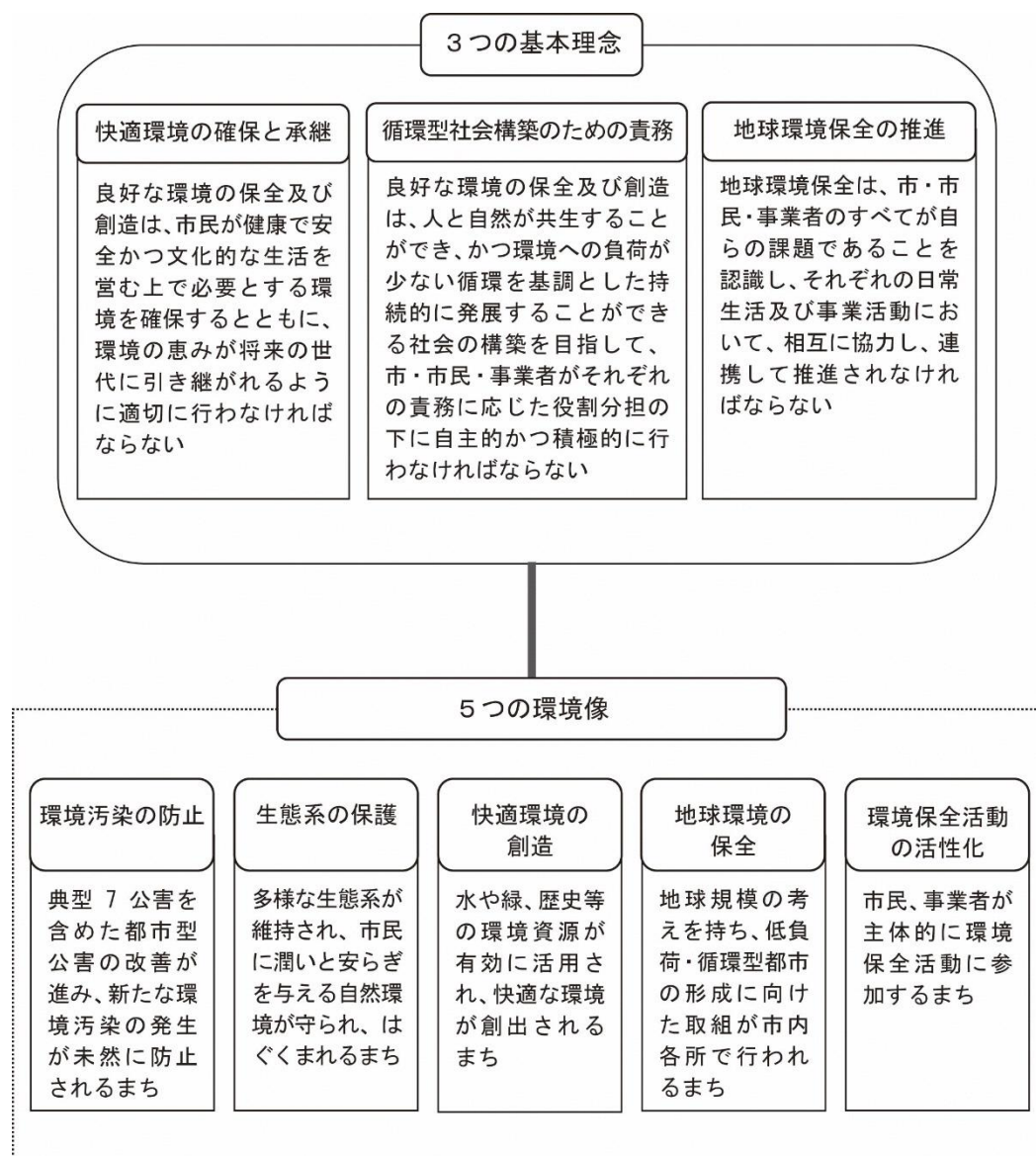
# 前橋市環境基本計画の改訂について

## 1. 改訂主旨

前橋市では「前橋市環境基本計画」を策定し、前橋市環境基本条例に基づく3つの基本理念、5つの環境像を位置付け、総合的・計画的に環境行政を推進してきましたが、平成29年度に現在の計画期間が終了します。

近年、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による再生可能エネルギーへの関心の高まりや、人口減少社会の到来など社会経済情勢に著しい変化があり、今後も環境問題を取りまく状況に継続した変化が予想されます。

そこで、平成30年度を初年度とする計画を定める必要があることから、「前橋市環境基本計画」を改訂します。



## 2. 計画改訂の視点

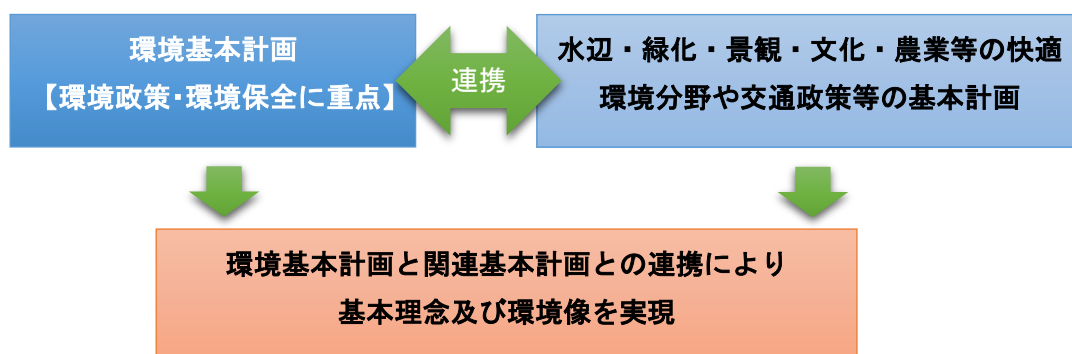
### (1) 基本理念、環境像の継承

基本理念及び環境像は現行計画を継承します。

### (2) 環境政策・環境保全の重点化

計画の構成は、現行計画を基本とします。また、水辺・緑化・景観・文化・農業等の快適環境分野や交通政策等は関連基本計画との連携を図るものとし、本計画では環境政策・環境保全に重点をおいた内容とします。

さらに、以上の趣旨から、現行計画の「地区別環境配慮指針」は、前橋市で見られる貴重な生物種や生態系の特徴及びその保全方法について、前橋市全域を対象としてとりまとめた内容として作成します。



### (3) 市民に親しみやすく、コンパクトな構成・内容

環境基本条例の理念・環境像の実現には、市民・事業者・行政が協力して取り組むことが重要であることから、多くの市民や事業者の方々の理解を深めるために、手にとってわかりやすい計画とします。

### (4) 新たな法令や施策展開の反映

現行計画の策定以降の新たな法令や国・県等の上位計画、施策展開の変化を計画に反映します。

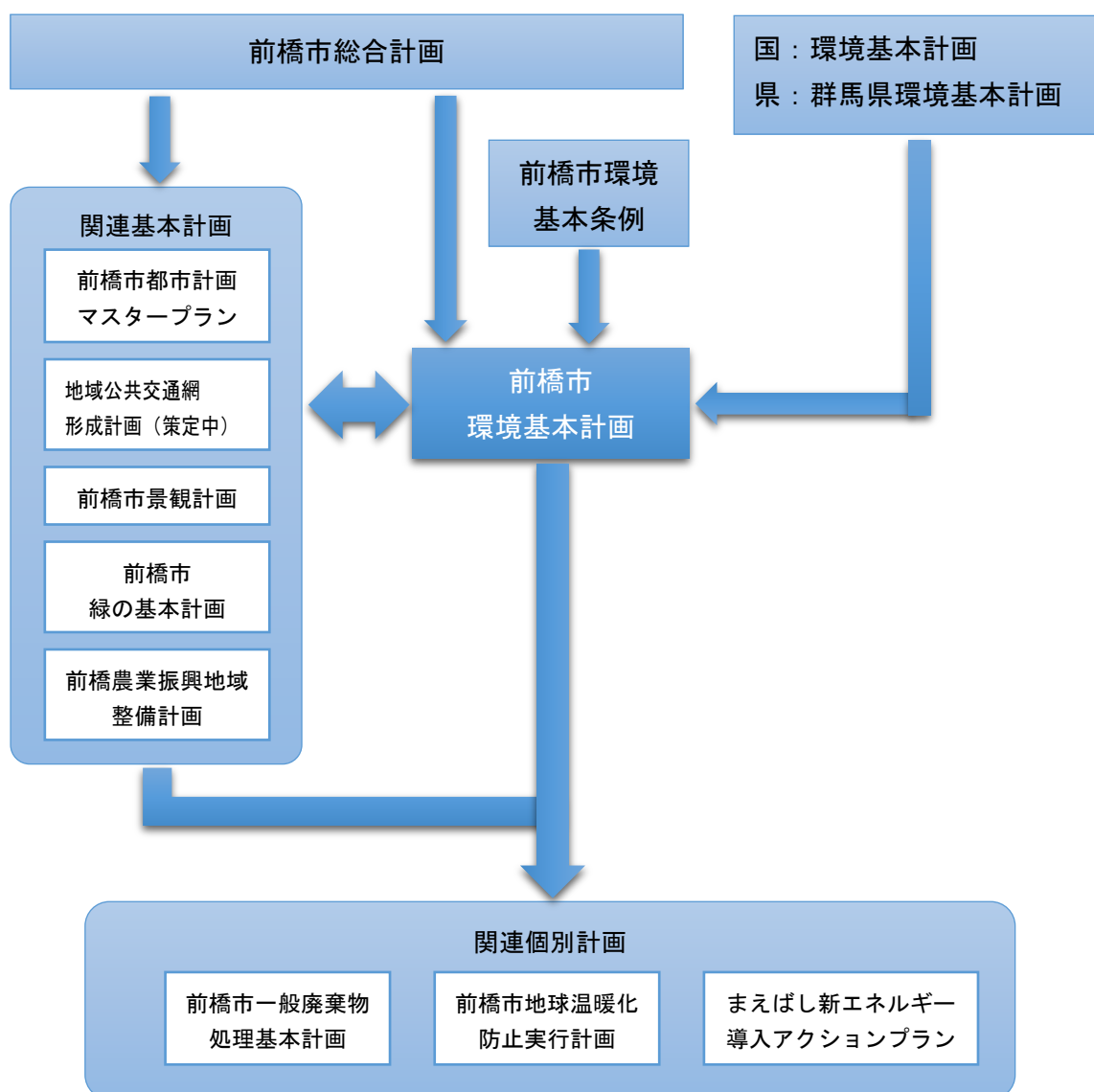
### (5) 分かりやすい指標の設定と進行管理の手法の検討

計画の進捗を測るための指標については、施策の見直しと合わせて適切な指標を設定するとともに、現行の進行管理を点検の上、必要に応じ新たな手法を検討します。

### 3. 計画の役割と位置づけ

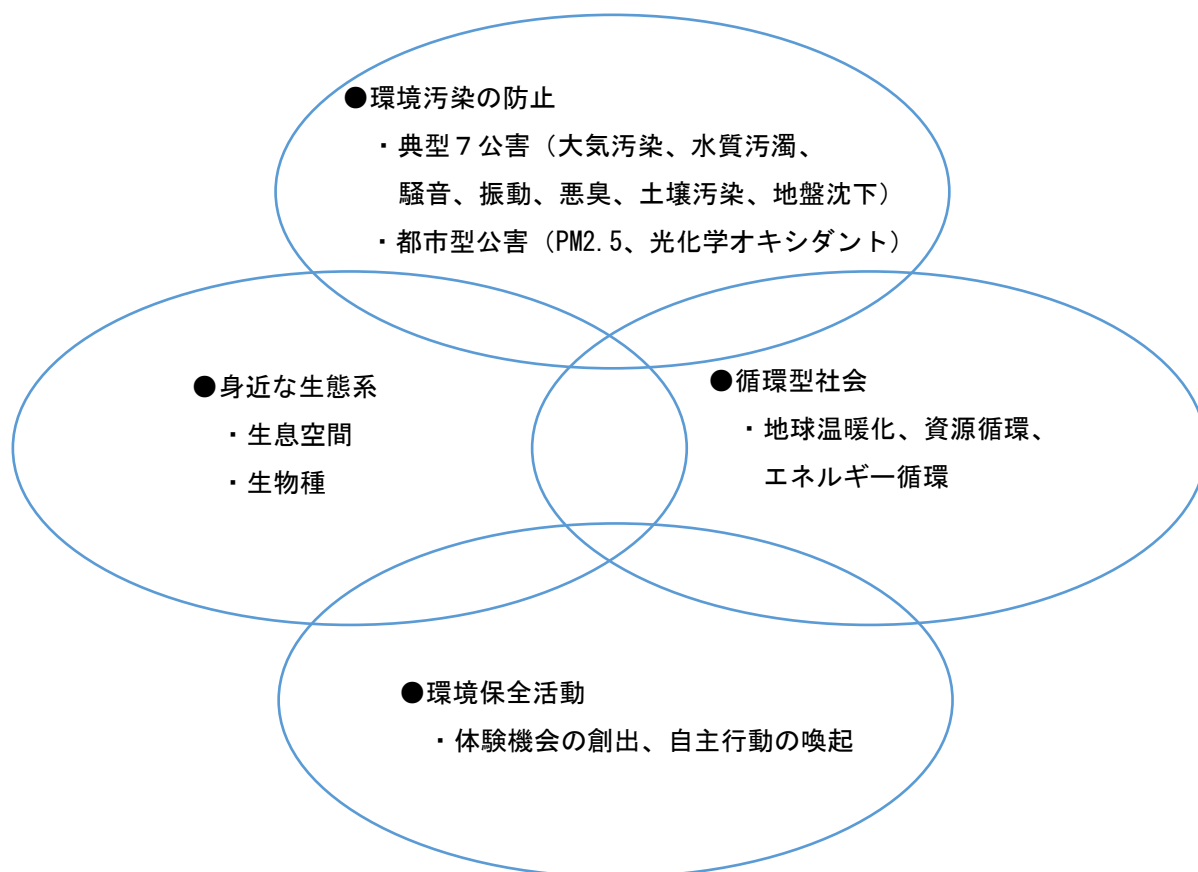
本計画は、「前橋市環境基本条例」の基本理念及び環境像を達成するため、市のあらゆる施策を環境保全の観点から捉えた計画となります。そのため、本計画は「前橋市総合計画」を上位計画とし、これを踏まえ側面から支える計画となります。また、基本理念及び将来像は、まちづくりと連携して進めていく必要があるため、「前橋市都市計画マスタープラン」をはじめとした関連基本計画と合わせて施策を進めていきます。

なお、廃棄物については「前橋市一般廃棄物処理基本計画」、地球温暖化防止対策については「前橋市地球温暖化防止実行計画」、エネルギーについては「まえばし新エネルギー導入アクションプラン」が策定されており、これらは個別の課題を解決するための施策群として位置付けられています。



## 4. 計画の対象分野

本計画では、市域の環境政策・環境保全に関する「課題」を対象とし、その改善のための方針を明らかにします。



## 5. 計画適用の期間

本計画が適用される期間は、平成30年度から平成39年度までの10年間とし、社会的情勢の変化が生じた場合、必要に応じて内容を見直していきます。

## 6. 計画の構成（案）

項目	改定の方向性
第1章 計画の基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本資料の1～5を基に作成</li> </ul>
第2章 計画の基本理念と環境像	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 現行計画を継承</li> </ul>
第3章 まえばしの環境の今と未来 1 まえばしの概況 2 まえばしの環境の現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 現況データ等の更新</li> </ul>
第4章 環境保全のための施策展開 1 施策の体系と行動指標 2 施策展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 環境政策・環境保全に重点をおいた内容として作成</li> <li>• 前橋市で見られる貴重な生物種や生態系の特徴及びその保全方法について、前橋市全域を対象としてとりまとめた整理を追加</li> <li>• 新たな法令や施策展開の反映</li> <li>• 計画の進捗を測るための指標：施策の見直しと合わせて適切な指標を設定</li> </ul>
第5章 市民・事業者・市の環境配慮指針 1 市民・事業者・市の責務 2 市民の環境配慮指針 3 事業者の環境配慮指針 4 市の環境配慮指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 施策の体系に即して、市民・事業者・市の役割（環境配慮指針）を整理</li> <li>• 特に市民、事業者については環境配慮行動を実践することのメリット等を表現</li> </ul>
第6章 計画の推進体制と進行管理 1 計画の推進体制 2 計画の進行管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 現行の進行管理を点検の上、必要に応じ新たな手法を検討</li> </ul>